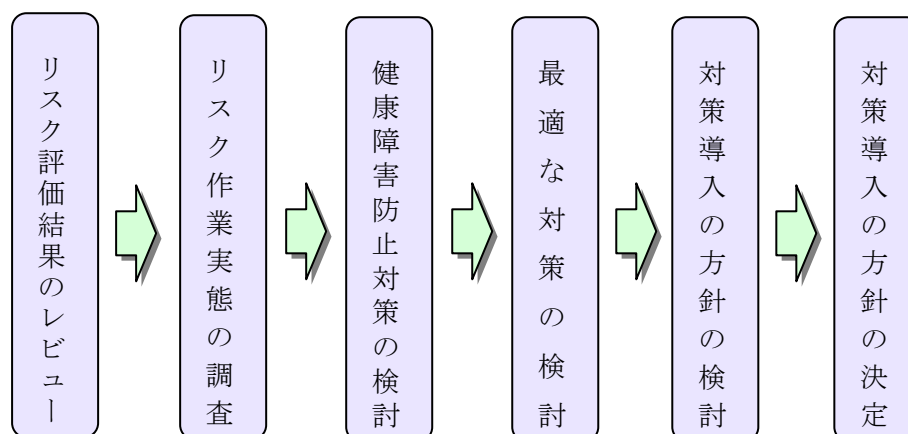


健康障害防止対策の検討手順 (第2回健康障害防止措置検討会終了後修正版)

1 基本的な検討の流れ

リスク評価を行った物質について、そのリスク評価結果のレビューから健康障害防止対策導入の方針の決定までの流れは以下のとおりである。



2 検討内容及び手順

(1) リスク評価結果のレビュー

ア 初期リスク評価書の内容を分析する。

イ 初期リスク評価の結果、リスクが高いと考えられる物質については、詳細リスク評価に移行する。

なお、初期リスク評価の結果、速やかに実施すべき措置があるものについては、詳細リスク評価に移行するのに先立って、行政指導等の検討を行う。

ウ 詳細リスク評価書の内容を分析する。

エ 詳細リスク評価の結果、リスクが高いと判断された物質については、規制を含め健康障害防止措置の導入の必要性等を検討する。

(2) リスク作業実態の調査

詳細リスク評価の結果、リスクが高いと判断された作業については、事業者団体等からヒヤリングを実施し、次の事項について確認する。ただし、ヒヤリングが難しい場合は、事務局が関係事業者等に聞き取り調査を行った上で、その内容を検討会に報告することとする。

ア 当該作業の実態

イ 当該作業について事業者として実施している健康障害防止対策

ウ 関係事業者団体等における健康障害防止対策の推進方針及び取組の動向

エ 健康障害防止対策を講ずる際に留意すべき事項

(3) 健康障害防止対策の検討

ア 健康障害防止対策案の検討

(1) 及び (2) より、リスクが高いと判断された作業の分析及び次の観点を踏まえて、事務局が必要な健康障害防止対策を検討会に提案し、検討を行う。

(ア) 効率的な検討方法

① 個々の規制措置の可否を検討する方法 (第1案)

現行の規制における健康障害防止措置のセット(密閉設備、局所排気装置・ブッシュプル型換気装置、作業主任者の選任、作業環境測定及びその結果の評価、健康診断、労働衛生教育等。以下同じ。)を前提とせず、これらの個々の規制措置の可否を検討して、対象物質に応じた健康障害防止措置を選択し、組み合わせることで、最適な健康障害防止対策の策定が可能である。

② 現行の規制における健康障害防止措置のセットを前提として検討する方法 (第2案)

既に特定化学物質として規制されている物質との整合性が図られ、健康障害防止対策の策定に関係者の理解が得られやすい。

(イ) 最適な規制措置のラインアップ

現行の規制措置を前提に検討するだけでなく、例えば、次のようなより革新的な健康障害防止措置があるのではないか。

① 作業時間の短縮措置(現行措置は1日8時間労働を前提としているが、4時間に短縮すればリスクは半減できる。)

② 技術指針の発出とそのフォローアップ(指針を踏まえた業界の自主的対策を求め、その進捗を「有害物ばく露作業報告」等で確認するような対応。)

イ 技術的課題の検討

健康障害防止措置を導入する上での技術的課題が認められる場合にあっては、技術的対応、当該措置導入の可能性等について精査するため、発散抑制装置や保護具のメーカー等から、関連技術開発の動向として例えば次の事項についてヒヤリングを行う。ただし、ヒヤリングが難しい場合にあっては、事務局が関係メーカー等に聞き取り調査を行った上で、その内容を検討会に報告することとする。

(ア) リアルタイムモニタリングの関連機器の実用化の可能性

(イ) 保護衣(保護手袋、保護靴等を含む。)・保護具(呼吸用保護具、眼又は顔面の保護具を含む。)の性能

(ロ) 呼吸用保護具の有効性の確認技術(防毒マスク吸収缶の破過の表示、呼吸用保護具の適正装着をリアルタイムで確認できる技術等)

ウ 規制化の必要性の検討

アで検討された健康障害防止措置ごとに、規制化の要否を検討する。

なお、個々の物質についての検討に先立って、規制の要否の判断に係る考え方について明確化を図る。

(ア) 規制化の要否に係る整理

規制した場合に健康障害防止措置の導入が進むという考え方或いは、逆に必要と考える健康障害防止措置の導入が現状では進まない場合に当該措置の規制化が必要と判断する考え方もある。

規制化の要否の検討に当たっては、対象となる業界・業態において、指導的な業界団体が存在する場合とそうでない場合とが考えられるが、前者の場合にはその業界団体の傘下会員に対する指導力、規制措置の導入に係る傘下会員以外との公正競争の維持の観点をも考慮するものとする。

また、防止措置が進んでいる場合には、当該措置の導入・進捗の報告、作業環境のモニタリング結果の提出等を義務付けることにより、同等の施策効果があると考ええる。

健康障害防止措置の導入が進まない場合の例として次のような場合が挙げられる。

- ・ 健康障害防止措置の導入コストが高い（経済的側面）。
- ・ 健康障害防止措置の導入により生産効率が低下する（産業制限的側面）。
- ・ 健康障害防止措置上、技術的な問題がある（技術的側面）
- ・ 行政指導が十分に機能しない（事業者団体等の組織率が低く、指導の徹底が困難）
- ・ 健康障害防止措置導入の緊急性が高く、早期の導入に至らない場合（リスクが高く迅速な改善が必要な場合）
- ・ 用途が多岐にわたり、措置の汎用性が低い場合

(4) 最適な健康障害防止対策の検討

ア 対策オプションの提案

最適な健康障害防止対策を策定するため、対策オプションを比較検討する。検討に当たっては、事務局が3つの対策オプションを検討会に提案する。3つ対策オプションは次の方針で作成する。

(ア) オプション1：原則、規制措置の導入を前提として作成

(イ) オプション2：現行の規制における健康障害防止措置のセットを規制によらずに行政指導により普及徹底させることを前提として作成

_(ウ) オプション3-2：関係事業者団体が妥当な健康障害防止対策を推進している

場合には、当該自主的対策の維持すること（規制化しないこと）を前提として作成

~~(ウ) オプション3：現行の規制における健康障害防止措置のセットを規制によらずに行政指導により普及徹底させることを前提として作成~~

イ 対策オプションの比較検討

3つの対策オプションの比較検討は、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」中の「10 リスク低減措置の検討及び実施」において掲げられている優先順位でリスク低減対策の内容が検討されているとともに、必要な労働者の健康障害防止対策が図られていることを前提に、次の考慮事項に基づき行い、その結果を踏まえ、対策オプション中の健康障害防止措置の見直しを行い（新たな健康障害防止措置の追加、不適当な健康障害防止措置の削除等を含む。）、最適な健康障害防止対策を取りまとめる。

- (ア) 健康障害防止の効率性（効率性のより高いものを採用）
- (イ) 技術的な実現可能性（実現の可能性がより高いものを採用）
- (ウ) コンプライアンス（遵守の可能性）（作業者が守りやすいものを採用）
- (エ) 産業活動への影響（影響がより小さいものを採用）
- (オ) 措置の継続性（事業者によって継続的に措置をとることがより容易なものを採用）
- (カ) 遵守・進捗状況の把握等の容易性（健康障害防止措置の導入の状況等の把握等がより容易なものを採用）
- (キ) その他

ウ 規制影響分析（RIA）の実施

イの検討の結果、規制の導入が必要と判断された場合は、当該規制措置の導入に係る影響を分析する。

なお、分析に当たっては、厚生労働省規制影響分析（RIA）規程に基づき、次の3つの選択肢を比較する手法で実施する。

- (ア) 選択肢1：イで取りまとめられた最適な健康障害防止対策
- (イ) 選択肢2：アのオプション1又は2の健康障害防止対策
- (ウ) 選択肢3：アのオプション3の現行の規制における健康障害防止措置のセットを規制によらずに行政指導により普及徹底させる対策

エ 留意事項

イの検討の結果、規制の導入が必要と判断された場合は、取りまとめた最適な健康障害防止対策については、当該対策を導入するに当たって留意すべき事項として以下の検討を行う。

- 1 (ア) リスクが低いとされた作業に係る規制の緩和、免除等に関する事項
2 (イ) 健康障害防止対策の実施に際し、効率的な実施を支援する施策に関する事項
3

4 (5) 健康障害防止対策の導入方針の検討

5 ア 導入方針の提案

6 (4) のイで取りまとめられた最適な健康障害防止対策について事務局が導入の方
7 針を作成し、検討会に提案する。当該方針には次の事項を盛り込むものとする。

- 8 (ア) 導入する健康障害防止対策の内容
9 (イ) 導入する健康障害防止対策の管理方針（監督・指導、モニタリング等）
10 (ウ) 今後期待される技術開発の内容
11

12 イ 導入方針の検討

13 検討会において、アの方針を審議し、検討会としての健康障害防止対策の導入の
14 方針を決定する。
15

16 ウ 具体的方針及びスケジュールの検討

17 イで決定した健康障害防止対策の導入の方針を踏まえ、その具体的方針及びスケジ
18 ュールを作成する。

19 なお、健康障害防止対策の導入のスケジュールについては、健康障害防止対策の
20 導入に際して、とるべき手順、準備期間等の明確化を図るため、目安として作成する
21 （実際の規制導入時期等は、法令審査等の技術的調整を経て決定される）。
22

(参考)

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(抄)

10 リスク低減措置の検討及び実施

(1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。

ア 危険性若しくは有害性が高い化学物質等の使用の中止又は危険性若しくは有害性のより低い物への代替

イ 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性の度合又はばく露の程度の低減

ウ 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策又は化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策

エ マニュアルの整備等の管理的対策

オ 個人用保護具の使用

(2) (1) の検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。

(3) (略)